

# 令和6年度 宜野湾市 認可保育園等保育料算定資料(参考)

※市町村民税額の決定が毎年6月となっているため、**4月～8月分は前年度**の市町村民税額、**9月～3月分は当年度**の市町村民税額により保育料を決定します。なお、法改正等により保育料が変更となる場合があることを、予めご了承ください。

令和6年4月時点

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額(円)				多子計算の対象		
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児				
		標準時間	短時間	標準時間	短時間			
第1	生活保護法に規定する被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支給給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯、里親世帯	0	0	0	0	保護者と生計が同一の子どもであれば年齢に関わらず対象		
第2	(1) 第1階層を除き、市町村民税 <b>非課税</b> 世帯	0	0	0	0			
	(2) 世帯	0	0	0	0			
第3	(1) 第1階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯で	7,500	7,500	0	0			
	(2) あって、所得割の額が右の区分に該当する世帯							
第4	(1)	所得割の額が <b>48,600円未満</b> の世帯	要保護世帯[ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯]	9,000	9,000		0	0
	(2) 多子	※均等割のみ課税を含む	(1)に該当する世帯以外の世帯	25,000	24,600		0	0
	(2)	所得割の額が <b>48,600円以上</b> <b>97,000円未満</b> の世帯	所得割の額が <b>77,101円未満</b> の要保護世帯[ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯]	25,000	24,600		0	0
第5		所得割の額が <b>97,000円以上</b> <b>169,000円未満</b> の世帯		37,200	36,600	0	0	保育施設等を利用している子どもが対象
第6		所得割の額が <b>169,000円以上</b> <b>301,000円未満</b> の世帯		40,500	39,900	0	0	
第7		所得割の額が <b>301,000円以上</b> <b>397,000円未満</b> の世帯		42,500	41,800	0	0	
第8		所得割の額が <b>397,000円以上</b> の世帯		51,300	50,500	0	0	
						第2子まで別途給食費有	第2子まで別途給食費有	

- 子どもの年齢判定は各年度の4月1日における年齢によるものとなり、当該年度中はその年齢を適用します。
- この表における市町村民税所得割の額については地方税法に適用がある住宅借入金等特別控除、寄付控除、配当控除、外国税額控除の税額控除前の額となります。
- この表の第3階層から第4階層(市町村民税の所得割の額が57,700円未満に限る。)までにおいて、支給認定保護者と生計を一にする子ども(年齢に関わらず)が2人以上いる場合の保育料は当該子どものうち年齢の高い順から**2人目の支給認定子どもは半額**とし、年齢の高い順から**3人目以降のときは無料**とします。ただし、この表の第3階層及び第4階層(市町村民税の所得割額が77,101円未満に限る。)のひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯において、支給認定保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合の保育料は当該子どものうち年齢の高い順から2人目以降の支給認定子どもは無料とします。
- この表の第4階層(市町村民税の所得割の額が57,700円以上に限る。)から第8階層までにおいて、同一世帯に保育施設等を利用している未就学の子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育所、児童心理治療施設への通所、若しくは認定子ども園に在籍し、又は**地域型保育事業**、企業主導型保育所、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける子どもなど)が2人以上いる場合の保育料は当該子どものうち年齢の高い順から支給認定子どもが**2人目のときは半額**とし、年齢の高い順から**3人目以降のときは無料**とします。なお、在園証明書の提出が必要な場合もありますので、予めご了承ください。

# 保育料について

## ■保育料の算定について

・認可保育施設への入所が内定すると、保育料の算定を行います。保育料は保護者の市町村民税所得割額を合算した額で算定します。但し、保護者の収入により、同世帯のご親族も算定に含める場合があります。

・市町村民税所得割額は、市が課税台帳を照会して確認します。転入予定の方については、マイナンバー照会により、他市町村へ課税状況を確認します。

※所得割額は、住宅借入金等特別控除、寄付控除、配当控除、外国税額控除を適用する前の税額です。

## ●同居者のいる場合の保育料の算定について

・保護者の収入だけでは生計維持が難しい世帯であって、ご親族(祖父母等)が同世帯内にいる場合はご親族の市民税額も含め、保育料を算定することとなっております。予めご理解いただきますようお願いいたします。保護者の収入(※各種手当、養育費を含む)が生活保護基準額に満たない場合、保護者の収入だけの生計維持が難しいものと判定いたします。

## ●保育料算定資料の提出が無い場合の保育料について

・保育料は、令和5年度市町村民税額及び令和6年度市町村民税額によって決定します。保育料決定時に保育料算定に必要な税情報の無い方(※無収入の方も申告が必要です)は、正しい保育料が算定できない為、最も高い8階層で仮認定されます。

## ●私立幼稚園に在園しているきょうだいがいる世帯について

・同一世帯に保育施設を利用している児童<sup>注1</sup>が2人以上いる場合の保育料は年齢の高い順から2人目を半額、3人目以降は無料となります。私立幼稚園等に在園しているきょうだいがいる方でこの適用を受けるためには在園証明書の提出が必要です。

## ●別住所で暮らす児童のきょうだいがいる世帯について

・世帯の市民税額が57,700円未満の世帯(ひとり親・障がい者世帯は77,101円未満)であって保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合には子どもの人数に応じて保育料の軽減が受けられます。(※詳しくは裏面下部を参照)認可保育施設を利用している児童と別住所に児童のきょうだいがいる場合にこの適用を受けるためには保護者と生計が一であることを確認できる書類等の提出が必要になります。

注1 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育所、児童心理治療施設への通所、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する児童

## ■保育料の切り替えについて

・保育料は毎年9月に切り替えを行います。市町村民税額が決定するのが毎年6月になっているため、4月～8月分は前年度分の市町村民税額、9月～3月は当年度の市町村民税額により保育料を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度(令和5年度)の市町村民税額に基づく保育料					当年度(令和6年度)の市町村民税額に基づく保育料						

## ■保育料の階層変更

・年度の途中で世帯の状況が変わった場合、保育料が変更となることがあります。

- 婚姻・離婚・死亡・児童扶養手当の支給開始、停止・障がい世帯への変更・祖父母との同居又は別居等  
→ 変更があった日の翌月分(※その日が初日の場合は当月分)から適用
- 税の修正申告 → 子育て支援課が修正を把握した日の翌月分から適用

## ■保育料の納入について

- ・保育料は原則として口座振替となります。  
※納付書払いから口座振替に変更する手続きについては、保育料口座振替依頼書を子育て支援課または金融機関(宜野湾市内の支店)にご提出ください。
- ・当月分保育料は毎月10日に引き落としとなります。  
※ただし、10日が金融機関休業日の場合は翌営業日に引き落としになります。
- ・口座振替は毎月1回当月分のみになります。残高不足にならないよう前日までに入金をお願いいたします。  
※残高不足等により引き落とし出来なかった場合は毎月末に督促状と納付書を園を通じて送付します。最寄りの金融機関等でお支払ください。
- ・決められた保育料を納付しない場合、差し押さえ等による滞納処分や児童手当からの特別徴収(天引き)を行うことがあります。